

鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査を行うための事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

2 業務の概要

(1) 業務内容

鈴鹿市立図書館再整備の基本構想策定に向けた基礎調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールは表1のとおりとする。

表1 実施スケジュール一覧

項目	日程
実施要領等の公表	令和8年7月2日
参加表明書等の提出	令和8年7月16日まで
質問書の提出	令和8年7月16日まで
参加資格結果通知日	令和8年7月23日
質問書の回答	令和8年7月23日まで
企画提案書等の提出	令和8年8月6日まで
プレゼンテーション参加通知書の送信（電子メール）	令和8年8月10日まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月24日（予定）
企画提案書等の審査	令和8年8月下旬（予定）
審査の結果通知書の発送	令和8年8月末（予定）

4 担当課

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町812番地

鈴鹿市文化スポーツ部 図書館

電話 059-382-0347 (直通)

FAX 059-382-4000

電子メール toshokan@city.suzuka.lg.jp

5 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は次に示す全ての要件を満たすこと。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であり、同条第2項の規定により本市の入札制限を受けていないこと。
- (3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 鈴鹿市契約規則（昭和41年規則第18号）第3条第4項に定める入札参加資格者名簿に登録されており、「業種 2708 計画策定・コンサルティング 01 基本計画策定」、「業種 2708 計画策定・コンサルティング 02 総合計画策定」又は「業種 2708 計画策定・コンサルティング 03 各種計画策定」に登録されていること。
- (6) 本市から鈴鹿市建設工事等に係る資格停止等措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

6 応募の無効

次のいずれかに該当する者の行った応募を無効とする。

また、次のいずれかに該当する者を優先交渉権者とした場合には、当該決定を取り消すものとする。

- (1) この実施要領に示した参加資格の無い者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、又は偽りその他不正の行為をした者

- (3) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が本実施要領に適合しない者
- (4) 提出書類が記載上の留意事項に示された条件に適合しない者
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者

7 プロポーザルへの参加

(1) 参加表明書の提出

参加希望者はプロポーザル参加表明書（様式1）を送付又は持参すること。

(2) 送付方法

ア 郵便により送付する場合

プロポーザル参加表明書（様式1）を任意の郵便用封筒に入れ封かんし、表側に「鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル 参加表明書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る）のいずれかの方法により、郵送すること。

なお、指定する郵便局は無いため、郵便局留としないこと。

イ 特定信書便役務により送付する場合

プロポーザル参加表明書（様式1）を任意の箱等に入れ封かんし、表面に「鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル 参加表明書在中」と記載するとともに、参加希望者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）も記載すること。

また、特定信書便事業者が提供する追跡サービス等を利用して引受けを記録すること。

ウ 直接持参する場合

プロポーザル参加表明書（様式1）を鈴鹿市立図書館の開館時間中に送付先まで持参すること。

なお、鈴鹿市立図書館の開館時間については、鈴鹿市立図書館の公式Webサイトの図書館カレンダー（<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/suzukalib/webopac/library.do>）を参照すること。

- (3) 到着期限
令和8年7月16日(必着)
- (4) 送付先
〒513-0802
三重県鈴鹿市飯野寺家町812番地
鈴鹿市文化スポーツ部 図書館
- (5) プロポーザルへの参加資格の審査結果は、資格のない者にのみ、書面により令和8年7月23日に通知する。プロポーザルへの参加資格がないと通知された者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

8 プロポーザルに関する質問

- (1) 質問書の提出
参加希望者が仕様書等に対して質問する場合は、電子メールで担当課宛てに「鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル 質問書」という件名で、参加希望者の住所、氏名及びメールアドレス(法人にあたっては所在地、商号、代表者氏名及びメールアドレス)を記載したうえで、送付すること。
- (2) 到着期限
令和8年7月16日(必着)
- (3) 送付先
鈴鹿市文化スポーツ部 図書館
電子メール toshokan@city.suzuka.lg.jp
- (4) 質問への回答は令和8年7月23日までに鈴鹿市公式Webサイトにおいて公開するものとする。ただし、プロポーザル参加表明書(様式1)を提出しなかった者及び参加資格を有しない者からの質問に対しての回答は行わない。

9 プロポーザルへの参加の辞退

- (1) 参加辞退届出書の提出
プロポーザル参加表明書(様式1)を提出した参加希望者(以下「提案者」という。)が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書(様式2)を郵送すること。
- (2) 郵送方法
プロポーザル参加辞退届出書(様式2)を任意の郵便用封筒に入れ封かんし、表側に「鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル 参加辞退届出書在中」と記載するとともに、裏側に提案者の

住所及び氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る）のいずれかの方法により、郵送すること。

なお、指定する郵便局は無いため、郵便局留としないこと。

(3) 送付先

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町812番地

鈴鹿市文化スポーツ部 図書館

10 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

提案者は「12 企画提案書等の種類及び提出部数等」に示す企画提案書等を送付又は持参すること。

(2) 送付方法

ア 郵便により送付する場合

企画提案書等を任意の郵便封筒に入れ封かんし、表側に「鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル 企画提案書等在中」と記載するとともに、裏側に提案者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る）のいずれかの方法により、郵送すること。

なお、指定する郵便局は無いため、郵便局留としないこと。

イ 特定信書便役務により送付する場合

企画提案書等を任意の箱等に入れ封かんし、表面に「鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定プロポーザル 企画提案書等在中」と記載するとともに、提案者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）も記載すること。

また、特定信書便事業者が提供する追跡サービス等を利用して引受けを記録すること。

ウ 直接持参する場合

企画提案書等を鈴鹿市立図書館の開館時間中に送付先まで持参すること。

なお、鈴鹿市立図書館の開館時間については、鈴鹿市立図書館の公式Webサイトの図書館カレンダー (<https://www.lics->

saas.nexs-service.jp/suzukalib/webopac/library.do) を参照すること。

- (3) 到着期限
令和8年8月6日(必着)
- (4) 送付先
〒513-0802
三重県鈴鹿市飯野寺家町812番地
鈴鹿市文化スポーツ部 図書館

1.1 企画提案書等の種類及び提出部数等

- (1) 種類
 - ア 提案者情報(様式3)
 - イ 提案者業務実績(様式4)
 - ウ 企画提案書表紙(様式5)
 - エ 企画提案書(任意様式)
 - オ 参考見積書(様式6)
 - カ 提案者業務実施体制図(様式7)
- (2) 提出部数
 - 企画提案書等をA4判フラットファイル等にとじ、8部(正本1部、副本7部)提出すること。正本に押印は求めない。副本については、提案者名や会社ロゴ等を記載せず、提案者が分からないようにすること。
 - また、企画提案書等と同じ内容のものを格納した電子媒体(CD-R、DVD-R又はUSBメモリ)も1個提出すること。
- (3) 企画提案書の記載方法
 - ア 企画提案書表紙(様式5)を表紙とすること。
 - イ 本文中の文字サイズについては、読みやすさに十分配慮した大きさ(10.5ポイント)を選択すること。
 - ウ 使用する用語については、専門的な知識がなくても理解できるよう平易な表現で記載すること。
 - やむを得ず専門的な内容の記載が必要な場合は、用語解説等を付けること。
 - エ 文字の記載方向は横書きとすること。
 - オ 用紙の規格は縦又は横A4判とし、左とじ又は上とじとすること。ただし、視認性に欠ける等の理由がある場合には横A3判の一部利用を認めるが、A4判フラットファイル等にとじる際にはZ折りをすること。

- カ 用紙への印刷時は両面印刷を基本とすること。
- キ 企画提案書は企画提案書表紙（様式5）を除いて30ページを上限とする。ただし、横A3判を利用した場合は2ページとして扱う。
- ク 企画提案書には評価基準表（別紙1）での評価項目に関する提案事項を必ず記載すること。
- ケ 仕様書に記載された各項目と異なる提案を行う場合には、その旨を必ず記載すること。

(4) 提案者業務実績の記載方法

平成31年4月以降に人口5万人以上50万人未満の他の地方公共団体と公共図書館の基本調査、又は基本構想策定するための契約を締結した実績に基づき記入すること。

(5) 参考見積書の記載方法

見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

(6) 提案者業務実施体制図の記載方法

業務を実施する場合の体制（予定）に基づき記載すること。

12 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者は次のとおりプレゼンテーションを行い、ヒアリングに回答すること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、プレゼンテーション及びヒアリングの方法を変更する場合がある。変更する場合には、その内容を提案者に随時通知する。

(1) 日時

本市が指定する日時（令和8年8月24日を予定）

(2) 場所

鈴鹿市役所本庁 本館

(3) 時間

開始時間10分前から準備可能とする。

提案者のプレゼンテーションを20分以内とする。

プレゼンテーション後に、本市からのヒアリングを、10分間を目安として実施する。

(4) 出席者

ア 提案者はプレゼンテーションにおいて説明を行う者及びヒアリングにおいて回答を行う者のみを参加させること。

イ 本市からは鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及び選定委員会の庶務

を担当する鈴鹿市文化スポーツ部図書館職員が参加する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。

(5) 日時や場所等の通知

プレゼンテーション及びヒアリングの日時や場所等については、企画提案書等の受領後にプレゼンテーション参加通知書にて通知する。

(6) 資機材等の準備

ア スクリーン（EPSON製 ELPSC08）、プロジェクタ（EPSON製 EB-FH52）、ディスプレイ（FUNAI製 FL-55U3130）及び電源タップは本市が準備する。ただし、故障等により製品型番を変更する可能性がある。

イ 本市が準備するスクリーン等のほかに必要なコンピュータ等の資機材は提案者が当日持ち込むこと。

ウ 本市が準備するプロジェクタ等には提案者が持参するHDMIケーブルで接続すること。

エ 提案者が持ち込むコンピュータと本市で用意するプロジェクタ等とは、提案者の責任をもって接続すること。

オ 提案者が持ち込む資機材の準備及び撤収作業は、プレゼンテーションの直前及びヒアリングの直後に迅速に行うこと。

(7) プレゼンテーション

企画提案書等を踏まえた提案概要や全体像、提案のポイントを平易に説明すること。

ア 契約締結後に業務責任者となる予定の者や業務担当者となる予定の者など本業務に実質的に関与する者が説明を行うこと。

イ プレゼンテーション中は、本市が準備するプロジェクタ等を含め、資機材の操作は提案者が行うこと。

ウ プレゼンテーション実施時には、企画提案書等に含まれる内容のみを抜粋又は再編集したプレゼンテーション用の資料を配付し、投影することは認めるが、企画提案書等に含まれない新たな内容を資料として配付又は投影することを認めない。

エ プレゼンテーション用の資料については枚数や体裁を指定しない。

(8) ヒアリング

選定委員会委員が提案者に対して企画提案書等の提出資料及びプレゼンテーションの内容について質問を行う。

ア プレゼンテーションにおいて説明を行った者以外の回答を認める。

イ プロジェクタ等で企画提案書等の提出資料やプレゼンテーション

用の資料を投影しながら回答することを認める。

1.3 選定手続

企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に選定委員会の委員が審査及び評価し、本業務の受注者として最適な提案者を優先交渉権者と決定する。

なお、提案者が1者のみであった場合でも選定手続を実施する。

(1) 審査及び評価

提案者が提出した企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、評価基準表（別紙1）を基に審査及び評価する。

(2) 評価方法

評価基準表（別紙1）に基づき、提案点を80点、価格点を20点とし、100点満点で評価する。

なお、様式6 参考見積書の見積金額が「2(4) 提案上限額」に示す額を超える提案者については失格とする。

ア 提案点の評価は、評価基準表（別紙1）の評価項目毎に1点から5点までの5段階評価をすることとし、5段階評価の目安は、次の表のとおりとする。価格点の評価については、評価基準表（別紙1）に記載の算出式に基づき評価点を算出する。

【評価の目安】	
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通（標準的な提案）
2	劣っている
1	非常に劣っている

イ 提案点の評価は各評価項目の重要度に応じ配点を設定する。選定委員会の委員の評価に応じた評価点は、次の表のとおりとする。

選定委員会 委員の評価	評価点	
	配点が10点 の場合	配点が20点 の場合
5	10点	20点
4	8点	16点
3	6点	12点
2	4点	8点
1	2点	4点

係数	2	4
----	---	---

ウ 価格点は、参加者の中で最も低い見積額を分子とし、提案者の見積額を分母とする。これに、配点を乗じて算出する。なお、小数点以下は切り捨てする。

(3) 優先交渉権者の選定

提案者ごとに審査及び評価を行い、選定委員の評価の平均点数（小数点以下切り捨て。）が高い順に順位をつけ、1位となった提案者を優先交渉権者とする。

1位となった提案者が複数いる場合には、価格点の高い方を優先交渉権者とする。なお、これによっても優劣がつかない場合は、選定委員会委員の合議により優先交渉権者を選考する。

提案者が1者のみであった場合には、選定手続の結果、その提案者の平均点数が65点以上である場合に優先交渉権者とする。

1.4 審査結果の通知及び公表

審査結果は各提案者に文書で通知し、鈴鹿市公式Webサイトにおいて公表する。

なお、選定内容及び審査結果についての問合せは受け付けない。

また、優先交渉権者を含め交渉権を得た者に対しては、「5 参加資格」を有することを再度確認するために、国税及び地方税の納税証明書等の提出を求められることがある。

1.5 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者との間で契約に向けた仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づいて優先交渉権者から見積書を徴収する。

なお、優先交渉権者と契約の合意に至らなかった場合は、選定手続において2位となった提案者と契約に向けた調整を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約には契約保証金を要する。ただし、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第27条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 契約の解除

契約を締結した提案者が本プロポーザルにおいて不正又は虚偽の記載等を行ったことが契約締結後に判明した場合は、本市からの違約金及び損害賠償金等の支払い無く契約を解除できるものとする。

1.6 暴力団排除に関する誓約事項

提案者は、本プロポーザルに参加するに当たり、次の各号に掲げる事項を誓約することとする。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、提案者が不利益を被ることとなっても、一切申し立てはできない。

誓約に当たっては、プロポーザル参加表明書（様式1）の提出をもって、誓約したものとする。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

1.7 その他留意事項

(1) 実施要領等の承諾

提案者はプロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は提案者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は日本円とする。

(4) 著作権

提案者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は原則として書類作成者に属する。ただし、優先交渉権者となった提案者の企画提案書等の著作権は提案者に留保するが、本市での施策推進のために提案書内の情報を二次利用し、編集・改変した上で内部利用及び第三者への公表を伴うことを前提とする。この場合に提案者は著作者人格権を行使できない。

(5) 提出書類等の取扱い

提出された書類及び電子媒体については変更できず、また理由の如何に関わらず返却しない。

(6) 資料の取扱い

本市が提示する資料は本プロポーザルへの参加及び提案以外の目的で他者に提示することを禁止する。

(7) 提示資料及び回答書の効力

本市が提示する資料及び質問書への回答は実施要領及び仕様書と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

なお、仕様書と質問書への回答との間に相反する内容が記載された場合には質問書への回答の内容を優先する。

(8) 通信事故等

郵便や配送、通信等に係る事故に起因して提案者に不利益が発生した場合でも本市は一切の責任を負わない。

(9) 情報公開

提出書類は鈴鹿市情報公開条例(平成13年鈴鹿市条例第29号)に基づく公文書開示請求の対象となる場合がある。

(10) その他

この実施要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合は提案者に随時通知する。